

ブラテア=ひろば

PLATEA

2016.1.1 第62号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル新館7F



日の出の羊蹄山（ニセコ町 3月）

新年あけまして
おめでとうございます

昨年9月19日、安倍政権が戦争法を強行成立させた。歴代政府が「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とした憲法解釈を180度覆し、地球上のどこでも米軍の戦争に参戦し、自衛隊が武力行使するための法律だ。これは立憲主義の破壊である。

戦争法は9割の憲法学者・最高裁元長官、歴代内閣法制局元長官らも明確に憲法違反だとする。国民の反対運動は、とりわけ「SEALDs」を中心とした学生や若者、「ママの会」など多くの女性、保守層と言われる人々など、一人ひとりが主権者として考え抜き、「誰の命も殺し、殺させない」という明快な声をあげ、これまでにない量と質による運動が、一斉に芽吹き広がり、強行採決後も萎えるどころか、さらに元気に「法律の廃止」をかけ前進している。

憲法9条のもと、一人も戦死せず、一人の外国人も殺さなかった日本の自衛隊が、戦争法施行により、アフリカの南スーダンのPKO（国連平和維持活動）に派遣されている自衛隊の駆けつけ警護、イラクやシリアで、初めて「外国人を殺し、殺される」現実的な危険が迫っている。アメリカが軍事支援を要求したら戦争法がある限り日本は拒絶できないからだ。

私たちはこの道を絶対許すわけにはいかない。戦争法廃止、立憲主義を取り戻す政府をつくるため、今年の参院選は絶好のチャンスである。新しい日本を創るため、持てる限りの力を尽くそう。

2016年 元旦

弁護士 高崎 裕子

◆ 新年は1月6日(水)より業務を開始します。



昨年の夏は、まさに「民主主義の夏」だった。

安倍政権が国会に提出したいいわゆる安全保障法案をめぐる、国会の内外で、かつてないような民主主義のうねりが巻き起こった。

■発端は6月4日の衆議院憲法調査会だった。

与党推薦の長谷川恭男教授を含めた三人の憲法学者の全員が、安全保障法制を明確に「違憲」と断じた。これで世論は一気に沸騰した。

■ひとときわ印象的だったのは、全国各地で、若者達が一斉に立ち上がったことである。

昨年の流行語にすらなった「SEALDs」は、毎週金曜日に国会前で反対運動を繰り広げた。「マツエク（まつげエクステ）をいつ付けるかで悩んでいる人間が政治について口を開くことはスタンダードであるべき」といった伝説的なスピーチが、国会前や渋谷ス



「ふるえるデモ」

思いつきようなないようなタイトルのデモは、主催者達の予想を遙かに超える700名以上もの参加者を集めた。

大通公園に、「戦争したくなくてふるえる」「日常守りたくてふるえる」という新鮮なコールが大きく響き渡った。

■若者を中心としてこの夏に巻き起こった民主主義のうねりは、安保法制と安倍政権を瀕死の状態にまで追い詰めた。それは、今までに見たこともないようなスペクタクルな景色だった。

しかしそれは、裏を返せば、この国が戦後70年間守ってきた平和主義・立憲主義が、瀕死の状態にまで追い詰められたことの証でもある。

私たちは、瀕死の平和を生きている。

■たぶん、そのことを最も理解しているのは、ほかならぬ若者達だと思う。

彼等彼女等の活動については、ともすれば、その洗練されたプラカード、ラップ調のコールなど「新しいこと」「若者であること」に注目が集まりがちだった。

しかし、若者達の視線はもっと透徹してい

る。

「SEALDs」のメンバーの一人の「俺たちは諦めることを諦めた」という言葉が象徴的だ。彼等彼女等は、この国が絶望的だということ、でも絶望しただけでは何も変わらないこと、を身に沁みて理解している。「絶望した」とか「諦めた」とか言ってみせるのは、ある種の甘えだと言ったことも。

若者達は、安保法制が成立してしまっただけでも、精神的に路上での活動が続けている。その精神的タフネスには驚くばかりだ。

■ひるがえって、私たち大人はどうか。ありとあらゆるバッシングを受けてでもなお立ち上がることを決断した若者達の勇氣に、見合うだけの覚悟を、私たちは持っているだろうか。

■「若者ががんばればじゃなくて、君たちに任せただけでなくて、全世代で集まれよーってことですよ」「陰ながらとか、頑張つてとか、応援しますとかじゃなくて。もうそんなこと言ってる場合じゃないでしょ？一緒に止めようって言うてるんです。」（SEALDs）奥田愛基さんのツイート

■民主主義は止まらない。今年の夏も、民主主義の夏になる。

そして、そこ

で民主主義の灯火を掲げるのは、誰よりも、私たち大人の責任であるはずだ。



「街頭民主主義」の現場

原発事故後の復旧作業に従事していた元従業員のAさんが、短期間に、複数の原発性がん（注：転移性ではないという意）を発症したことについて、東京電力と元請会社に対し、損害賠償を求める訴訟を、平成27年9月1日、提訴し、第1回口頭弁論が11月5日開かれました。

Aさんは、事故直後から約4か月間、福島第一で働き、その間の被ばく線量は、56・41ミリシーベルト。そして、翌年、膀胱がん、胃がん、S状結腸がんを立て続けに発症しました。

彼の仕事は、散乱するガレキの運搬でしたが、重機の遠隔操作のほか、重機に直接乗り込んだり、手で抱えたりして運んでいました。中には、毎時100ミリシーベルト、200ミリシーベルトの放射線を発する危険なガレキもあり、また、線量計を外して作業することも度々でした。そのため、数値には表れない被ばくをした可能性が高いのです。

福島原発での作業により、これから、Aさんと似たような被害者がたくさん出てくる可能性があります。我々弁護士団は、Aさんとともに、「他の作業員のためにも、この裁判で道を作りたい」と思っています。ご支援宜しくお願いします。



大通7丁目会場

パレード ～私たちは戦わない～

弁護士 瀬戸 悠介

昨年12月6日、北海道弁護士会連合会が主催する「わたしたちは戦わない。NO WAR」に参加しました。これは2年前成立した特定秘密保護法や昨年9月に成立した安保関連法に反対するパレードです。私自身は、前回のパレードで「安保法制に異議あり!」とスピーカーで叫び、今回は参加した1250人の皆さんと一緒に、「特定秘密保護法廃案!」「集団的自衛権に異議あり!」「戦争法廃案!」とコールをあげてきました。「直ちに廃案」という声を上げなければ本当に日本は戦争をする国になってしまいます。平和憲法の根幹である憲法9条を守るためにも、皆で声をあげましょう!

第2回口頭弁論期日

・平成28年2月18日 午前11時
・札幌地方裁判所



第1回口頭弁論後の記者会見

6年もく しします



弁護士
高崎 暢

「11・13」テロの直後、オランダ仏大統領は「戦争だ」と言ってIS（イスラム国）への空爆を強化した。「9・11」テロの時も、ブッシュは「戦争だ」とアフガニスタンやイラクへ侵攻した。軍事では何も解決しない。暴力と憎しみの連鎖を断つことである。

政府は、テロ対策を口実に、共謀罪（ある特定の犯罪を実現しようと合意すれば成立する犯罪）創設の動き。思想信条の自由を侵害する憲法違反の法律。再び「違憲立法」を許してはいけない。



弁護士
高崎 裕子

山田洋次監督の「母と暮せば」は、故井

上ひさし氏の「父と暮せば」の対となる作品。故人が果たせなかった構想を山田監督が戦後70年の今、渾身の力を込めて生み出した。長崎の原爆で殺された息子が亡霊となって時々現れ会話する中で、母の止まっていた幸せな時間が動き出す。

原爆で一瞬にして命、家族…を奪われた一人ひとりの怒りや嘆きに寄りそう言葉が、戦争は二度と繰り返すなどの強いメッセージとなって心に強く迫り、自分のできることをし尽さなければとの思いに駆り立てられた。深い感動の余韻の中で。



弁護士
島田 度

明けておめでとうございます。

昨年10月、おかげさまで、第一子が無事誕生しました。

産まれるまでのときどき、産まれたときの喜び、産まれてからの大変さと愛おしさ……。

一つ一つがかけがえのない瞬間なのだと実感しています。

この子に少しでも明るい未来を手渡せるよう、今年も頑張っていきたいと思います。



弁護士
高橋 健太

本年度、弁護士会では、特殊詐欺（「おれおれ詐欺」など）の撲滅キャンペーンに取り組み、私も広報委員会の一員として関与しておりますが、この他、近年、私は、誠に遺憾ながら、ダイエットを「するする詐欺」を繰り返してきました。このままではそろそろ逮捕される（？）と思い、遂に、本気でダイエットに着手した結果…2か月で10kgの減量に成功しました!!皆様と次にお会いするまでにリバウンドしないように頑張ります。



弁護士
皆川 洋美

デモの帰り道、友人と食事をして帰ろうとしたところ、ビルの谷間の暗闇にちいさな子猫が2匹。翌朝は雪の予報で、今夜を越えられないかもしれないと思うと、思わず拾ってしまいました。母猫はそれに抵抗し、大きな鳴き声をあげていました。

自分の子供がいなくなってしまうことの悲しみは、猫も人も同じ。かつて猫は、軍服の素材として供出されていたそうで



す。母の悲しみを繰り返さないため、これからは反戦の声を大きく上げていかなければなりません。

いつも参加者とデモに来る猫さんにもそのことを誓っています。



弁護士

小池 千尋

よく聴いているラジオドラマがあります。会社の人間模様を描いたもので、面白いのですが、女性はお茶汲みで、男性は総合職という会社が舞台です。架空世界でも女性はお茶汲み程度の設定を残念に思うと共に、まだまだ男女の差がある現実、頑張らなければならないと思います。札幌市の秋元市長が、渋谷区で昨年できた同性パートナーシップ条例につき、「世論の理解が深まっていくことが必要」と話しています。決して多数ではない人たちの人権に関し、多数の世論を待つというのは、おかしい話だと思うのは私だけでしょうか。



弁護士

瀬戸 悠介

運動不足を解消しようと思い、週に1回ですが水泳を始めました。まだまだ始めて半年足らずで1時間泳ぐのが精一杯ですが、確実に体重は落ちているみたいです。といっても始めた頃は30分も泳げなかったので、「継続は力なり」とはまさにこの事かなと痛感しています。

弁護士になって今年で3年目となりますが、「継続は力なり」という言葉を信じて、皆様の力になれるよう、日々成長しながら頑張つて参りたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士

渡部 敏広

弁護士になり3年目に突入しました。修習生の頃、先輩弁護士から、最初の3年がその後の自分の弁護士人生の基礎を作るという話を聞きました。もう3年目なのかと時の流れの速さに戸惑いつつも、着実に成長していけるよう頑張りたいと思います。

忘年会、新年会シーズンは、お酒を飲む機会が続く、不健康になりますが、運

動しないで飲むから不健康になる。今シーズンは積極的にスキーやスノーボ等に赴き、健康的にお酒を飲めるようにしたいと思います。



弁護士

小野 裕貴

毎年、新年には1年間の計画・目標を立てることにしています。

なかなか計画通りに物事が進むことなどないのですが、修正を繰り返しながら、目標に向けて努力することが重要です。『無理のない計画を』と某消費者金融みたいなことを考えています。

写真は昨年末の札幌ライブでのきゅりーばみゅばみゅとの2ショット(?)です。

仕事は違えど、私も彼女のようにたくさんの人々に元気を与えられるように働くことを目標に1年間頑張ります。



第1回 過労死等防止対策 推進シンポジウム

弁護士 皆川 洋美

これだけ多くの人の関心を得られるようになったことについて、喜んで良いのか悲しんで良いのか分からない...というのが正直な感想でした。

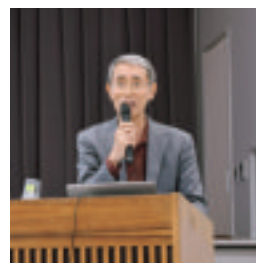
一昨年の過労死等防止対策推進法(以下、「過労死防止法」といいます。)の施行から1年、週れば過労死110番が始まってから約30年。

11月21日に行われた、第1回目の過労死等防止対策推進シンポジウムに、146名が参加しました。

このシンポジウムは、過労死防止法により定められた啓発月間である11月に、厚生労働省が主催となって行うのです。各地で過労死問題に中心的に携わってきた過労死防止全国セン



シンポジウム会場



講演する森岡先生

孝二関西大学名誉教授から、「過労死防止法の成立経過と今後の課題——働きすぎの実態に触れて——」と題して、時折ブラックなユーモアを交えながら、「働きすぎ」の歴史に触れるとともに、現代日本の雇用問題がまさに「雇用身分社会」を形成しているとの指摘がありました。

そして、過労死を考える会(家族の会)からは、息子を亡くした2人のお母様から、その体験談を聞くことができました。

また、私から、昨年7月に閣議決定された過労死等防止対策大綱についてお話をさせていただいた他、過労死を考える会の活動について代表幹事からの説明をしていただきました。

最初に述べた通り、シンポジウムの参加者の多さは、「雇用身分社会」の中で過労死等無くすためのたたかいが今後も続くこと示唆するものであり、一概に喜ぶべきものとはいえません。

しかしながら、全会一致の過労死防止法と、閣議決定という行政の最高意思決定を経たこの大綱は、少なくとも現在の労働法制の改悪とは逆を向いていますから、これを大いに利用し、今後のたたかいに生かしていかなければならないと考えています。

ターのメンバーが全面的に窓口となつて企画・運営を行いました。

基調講演では、森岡

給費制廃止違憲訴訟

弁護士 渡部 敏広

一昨年提訴した給費制廃止違憲訴訟(札幌訴訟)も、第5回期日を終えました。第4回、第5回期日では、今まさに法曹を目指して勉強している大学生、ロースクール生が傍聴しに来てくれました。

第3回期日以降、原告の意見陳述の実施をめぐって、実施を求める弁護士団と、制約しようとする被告国代理人訟務検事、裁判所とで激しい攻防が繰り広げられるようになりました。期日後に感想を聞くと、傍聴に来た大学生、ロースクール生は、裁判で闘う法曹の姿を目の当たりにして、自分が目指す法曹像を思い描くとともに、給費制廃止・貸与制の問題を自分の問題としてしっかりと捉えていました。

原告の生の声を無視して判断させてはいけません。ぜひ裁判の傍聴に来て頂き、応援して頂ければと思います。



署名にご協力ください!
安保法制廃止を求める署名用紙を2種類同封しております。ぜひ周囲の方々にも呼びかけ頂き、多数の署名を頂きたく存じます。内容は同趣旨のものですが、それぞれ別の団体が集めているものですので、双方にご記入の上、ご返送ください。

NEWFACE



弁護士 日西 健仁

この度、たかさき法律事務所にて弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。

出身は、福島県のため、未だに北海道の冬の寒さには慣れません。

私が弁護士を目指したきっかけは、大学時代の講義で、闇金の取り立て現場を録音したテープを聞いたことでした。このとき、自分が生活上不安を抱える人の悩みを解消できるようにしたいと考え、弁護士を目指すようになりました。

私自身、まだまだ未熟者ではありますが、日々勉強し、自分自身を成長させていく所存です。初心を忘れず、多くの人の声に耳を傾け、精進していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

日西健仁弁護士へ

弁護士 高崎 暢

君の入所を心から歓迎する。新人は、私たちをちよつぱり緊張させ刺激する。この緊張と刺激がたまらない。

君は、大きな夢をもって弁護士のスタートラインに立つ。キックオフの瞬間。君が情熱を傾けるサッカーのように、その夢のために努力を重ねて欲しい。

日本は戦争する国へとカジを切った。弁護士の前に、平和を愛する一人の人間としてこの問題に向き合って欲しい。

本質を見ぬく力をつけ、弁護士として大きく羽ばたくことを期待する。

私たちが 賢い動物なら…

池辺講演会

弁護士 小野 裕貴

昨年7月1日、道新ホールにおいて、たかさき法律事務所9条の会と北海道合唱団の共催で、作曲家の池辺晋一郎氏をお招きして講演会を行いました。

オープニングでは、北海道合唱団&札幌のうたごえの仲間たちによる合唱が行われました。

合唱で大変盛り上がったところで、池辺

氏の「平和—この尊いもののために」と題する記念講演があり、音楽の話で参加者の心をつかみながら、平和について熱く語っていたきました。

音楽には政治を変える力はないが、気持ちを一つにする力があると熱く述べ、音楽を通して、人々の気持ちを一つにして、平和のメンテナンスが必要だと呼びかけており、私自身も平和を守るため行動しなければならぬと強く感じさせられました。

今回、約700名ものご参加で大盛況でした。

「私たちが賢い動物なら、

平和のために努力を惜しまないはず。」

(池辺晋一郎さんのメッセージより)

次の時代が平和であるために — 7.1 平和の物語と音楽の調べ
池辺晋一郎さん平和を語る夕べ





事務局 新人紹介



事務局 工藤 祐加

昨年12月1日に入所しました工藤と申します。入所して1ヶ月が経とうとしています。見るのも聞くのも初めてのものが多く、大変長く感じる一ヶ月でした。しかし、分らないことや戸惑うことはこれからもっともっと出てくるのだと思います。先輩方に指導を仰ぎながら、着実に一歩一歩歩んでいきたいと思っていますので、何卒よろしくお願いいたします。

退職の お知らせ



事務局 金子 もも

昨年12月末日をもって退職いたしました。先生方が依頼者の方の力になろうと日々奮闘している姿に、私自身が勇気づけられることが何度もありました。事務局のみなさんにも支えていただいて、楽しい思い出がたくさんできました。感謝しています。お世話になりました。

事務局から一言

安倍政権の憲法無視の横暴に対する怒りを増幅させながら年を越しました。「国民をなめるな！震えてまてろ！安倍政権！」この怒りで今夏の参議院選挙できっちりお返ししなければなりません。そんな決意をし、みんなで力あわせて奮闘します。



編集後記

2016年新春号をお届けします。新人弁護士1名、新人事務局1名を迎え、皆様のお力になれるよう、事務所一同頑張ります。新しい年が素晴らしい一年になりますよう皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。本年も何卒宜しくお願い致します。(小野)

全国B型肝炎訴訟

～「基本合意その2」締結～

弁護士 高橋 健太

全国B型肝炎訴訟は、幼少期の予防接種の際に国が注射器の使い回しを放置したことが原因となってB型肝炎ウイルスに感染した方々が国に賠償を求めている訴訟です。平成23年6月28日、国と原告団・弁護団の間で和解条件に関する基本合意が締結されましたが、肝硬変・肝がんの発症又は死亡から20年が経過し、民法上除斥の対象となる患者の和解条件については定められていませんでした。昨年3月27日、肝硬変・肝がんの発症又は死亡から20年が経過した患者の和解条件及び再発肝がんに関する「基本合意その2」が締結され、救済範囲が更に拡充されました。弁護団は、今後も、一人でも多くの患者が適切な賠償を受け、より良い治療の機会を得、さらに、不当な差別・偏見のない社会の実現のため、原告団と力を合わせて頑張ります。

即日相談が好評です

その日のうちに相談を希望される方に、平日午後3時から7時まで、ご相談に応じます。

初回無料
相談

初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としております。2回目以降の相談については、1時間5400円(税込)です。一定の資力要件を満たす方は、法テラスの無料の法律相談が可能ですので、お気軽にご相談ください。

休日相談

土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます(一部、対応できない日もあります)。平日に事前予約をお願いします。

相談受付
電話番号 011-261-7738

(平日午前9時15分から午後5時30分まで)
FAX (011-261-7718) は24時間受付
HP: <http://www.law-takasaki.com/>

